

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン 【高等学校版】（令和4年7月4日時点）

※朱書き下線部が前回示したガイドラインから改訂した内容です。

島根県教育委員会

新型コロナウイルス感染症については、各学校における長期的な対応が見込まれますが、このような中においても持続的に生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくことが求められます。これまでと同様に、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」を取り入れながら、地域の感染状況を踏まえて、学習内容や活動内容を工夫し可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもたちの健やかな学びを保障していくことが必要です。

引き続き、新型コロナウイルスと向き合いながら学校生活を営むための新たな行動スタイルの在り方を、生徒及び教職員一人一人が考え、行動し、定着させていくことが求められます。各学校においては、このガイドラインに従い、管理職を中心として、より一層安心・安全な学校づくりを進めていただくようお願いします。

また、部活動指導員、地域指導者、業務アシスタント、学習指導員などの学校関係者も、このガイドラインの趣旨に沿って適切な行動を取っていただくようお願いします。

1 保健管理等について

（１）基本的な感染症対策の実施について

□ 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染症対策については、次の事項について徹底を図ること。

① 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱や咳等の症状がみられる生徒については、自宅で休養させることを徹底するとともに、まずはかかりつけ医へ電話をした上で、受診が可能であれば受診するよう促すこと。かかりつけ医がいない場合や、かかりつけ医で受診できない場合には、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は本ガイドラインの末尾参照）に相談するよう促すこと。

- ・ 家庭と連携した毎朝の検温、体温の記録及び発熱や咳等の症状の確認
- ・ 登校前に確認できなかった生徒については、教室に入る前の保健室等での検温及び発熱や咳等の症状の確認
- ・ 朝礼等における生徒の発熱の有無及び健康状態についての確認

- ・学校内で発熱や咳等の症状により体調が悪くなった場合の教職員への速やかな報告の徹底

※生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上すみやかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則であるので、学校に備えた抗原定性検査キットにより簡易検査を行う場合も、引き続きこの対応を徹底すること。なお、抗原定性検査キットの活用方法等については文部科学省 HP 掲載の手引きを確認すること。

② 感染経路を絶つこと

コロナウイルス感染症は、感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾル（更に小さな水分を含んだ状態の粒子）を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染するため、手洗い、咳エチケットや換気、原則としてマスクの着用を徹底する。

教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、一日に一回程度、水拭きしたあと、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭くなど、環境衛生を良好に保つ（手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業の省略も可能）。清掃活動以外に、消毒作業を行う場合は（感染者発生時以外）、極力教員ではなく、教員業務支援員等の活用や業務委託等を行うことによって、各学校における教員の負担軽減を図ること。

③ 抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。また、予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されている。

（２）授業等教育活動を行うにあたっての注意事項について

- 学校生活においては、生徒同士が接近する場面も想定されることから、教職員を含め身体的距離が十分に取れないときは、マスクを着用すべきである。ただし、マスクの着用については、学校教育活動の態様や生徒等の様子などを踏まえ、以下の場合は臨機応変に対応すること。

① 十分な身体的距離（2 m以上を目安）が確保できる場合

② 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日で、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合

夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。マスクを外す場合には、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるなど配慮することが望ましいが、熱中症は命に関わる危険性があることを踏まえ、熱中症への対応を優先すること。

③ 生徒本人が暑さで息苦しいと感じた場合

マスクを外したり、一時的に片耳にかけて呼吸したりするなど自己の判断でも適切に対応できるよう指導すること。

- ④ 夏期の気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い中での登下校時に、屋外で人と十分な距離を確保できる場合

※透明マスクの活用について

生徒の発達段階や特性に応じた成長を支援する観点から、必要に応じて、表情や口の動きが見えつつ鼻や口元が覆われる透明マスクの活用が考えられる。

※フェイスシールド・マウスシールドについて

フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされている。（フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものであり、新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要）教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合であって、透明マスクの確保等が困難な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、身体的距離をとりつつ実施するなど、感染症対策を十分に行うこと。

※マスクの素材について

マスクの素材等によってマスクの効果には違いがあり、一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされており、不織布マスクが推奨されている。

- 新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等を目的として接種が行われているが、その効果は 100%ではないため、引き続き感染予防対策は継続する必要がある。
- 換気は、気候上可能な限り常時、廊下側と窓側を対角に開けて行うこと（目安として 10 c m から 20 c m）。常時換気が困難な場合には、こまめに（30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開にすること。（十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気の目安として CO₂ モニターにより二酸化炭素濃度を測定することも考えられる。）
- エアコンを使用する場合にも、換気に努めること。
- 特に冬季における換気については、冷気が入り込むため、窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫も飛びやすくなることや季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気を行うこと。
- 換気により室温を保つことが困難な場面も生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内で保温、防寒目的の衣類の着用について柔軟に対応すること。
- 換気の程度は天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて適切な換気の方法を学校薬剤師等と相談すること。
- 教室においては、生徒の間に十分な座席の距離をとるよう努めること。
- 授業においては、近距離での会話や発声（音読など大きな発声となるものも含む）等はできるだけ避けるよう配慮すること。

- ただし、授業中にペア、グループ活動を行う際には、例えば、グループ活動で、机の間隔を十分に確保した上でマスクを着用して意見交換をしたり、会話を少なくして机の上に置いたホワイトボードに意見を書き込んだりする等の対策や工夫をするなど感染症対策を講じて実施すること。
- 公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用する、帰宅後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らないなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。

（３）清掃時間や休憩時間等における注意事項について

- 教室等の換気を徹底するとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食や清掃等の前後など、こまめな手洗いを徹底すること。
- 清掃活動は学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共用の用具を用い、共同作業を行うことが多いので、換気のよい環境で、マスクをした上で行うよう指導すること。清掃が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをするよう指導すること。
- 休憩時間は、教員の目が必ずしも届かないこともあるので、生徒自身に感染症対策の考え方を十分に理解させるとともに、休み時間中の行動について、マスクをしながら会話をするなどなどを指導すること。

（４）食事をとる場面における注意事項について

- 生徒、教職員ともに食事の前後の手洗いを徹底すること。
- 生徒、教職員ともに給食や弁当などの会食をする場面では、飛沫を飛ばさないような席の配置を工夫したり、会話を控えるなど指導をしたりすること。
- 食事後の会話は、必ずマスクを着用して行うよう指導すること。
- 食事後等の歯磨きなどでは、お互いに間隔を空け、換気のよい環境で行うよう指導すること。

（５）体調を崩した生徒への対応について

- 校内の別室（休養室等）で検温、問診を行い、発熱や咳等の症状が認められる場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅させること。
- 帰宅させるまでの間、他の生徒と接触させないよう別室（休養室等）で静養させること。
- 生徒の帰宅後はその部屋の消毒を行うこと。
- 学校の構造上どうしても別室（休養室等）の確保が難しい場合は、可能な限り他者との接触が避けられるよう、保健室等に仕切りをするなどして場所を確保すること。その際には、換気を十分に行い、他者との間隔が２m以上となるようにするなど感染防止の措置をとること。

（６）健康診断の実施について

- 健康診断は学校保健安全法に定められており、生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるため、毎学年６月３０日までに実施する必要がある。ただし、令和４年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって６月３０日までに実施できない場合は、令和４年度末日までに、可能な

限りすみやかに実施すること。実施にあたっては感染症対策をしっかりと行い、検査に必要な器具等を適切に消毒すること。

- 実施時期の判断や実施の方法については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくこと。

2 臨時休業の実施について

- 生徒や教職員の感染が確認された場合、当該学校は、その生徒や教職員の学校内での活動状況がどのようであったかを確認し、県教委に連絡すること。活動の実態がある場合は、管内の保健所の見解や助言を踏まえ、当該学校内における感染拡大の可能性等を県教委と協議の上、当該学校の全部又は一部の臨時休業を実施するか、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとするかを決定する。臨時休業を実施する場合は、この期間中に、その後の学校再開に向けた準備を行うこと。また、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとする場合は、状況に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行うこと。
- 緊急事態宣言が出された場合において緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合や、県内における新規感染者が急増した場合など、地域全体の活動の自粛を強化する一環として、生徒の学びの保障や心身への影響等の観点も考慮し慎重に検討した上で、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請がなされた場合は、地域一斉の臨時休業を決定する場合がある。
- 学校の全部を休業する場合は、部活動（大会等の参加を含む）は原則として自粛すること。生徒又は教職員の感染が判明した日の翌日が、休日や日曜日及び土曜日などの休業日である場合は、当該休業日についても同様とすること。
- 学校の一部を休業する場合、休業するクラスの生徒は、部活動（大会等を含む）の参加を原則として自粛すること。
- 臨時休業を行う際、地域毎の感染状況に応じ、学校の全部を休業とした上で任意の登校日を設ける方法や、学校の一部を休業とした上で授業日としての登校日を設ける方法などにより、分散登校による学校教育活動の継続を行うことが考えられる。各学校においては、あらかじめそのことを想定した準備を進めておくこと。
- 生徒又は教職員がPCR検査等を受検し、その後感染が判明したことにより臨時休業を実施することになった場合の対応については、別紙1「児童生徒等又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合等の対応について」を参照すること。

3 学習指導について

（1）やむを得ず学校に登校できない生徒への対応について

- 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒の関係を維持するよう努めること。

- 一定の期間生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、ICT等を活用し、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、生徒の住んでいる地域によって差が生じることがないように、生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにする取組を行うこと。
- 学習指導を行う際は、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を行うこと。具体的には、教科書に基づいて指導するとともに、併用できる教材等を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導すること。また、登校日の設定や家庭訪問の実施、電話や電子メールの活用等を通じて学習の状況や成果をきめ細かく把握すること。なお、課題を配信する際には、適切な内容や量となるよう留意すること。
- ICT環境を活用した指導をする際には、生徒の家庭の事情等を考慮し、環境に係る特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとること。
- 学校に登校できない期間に学習した内容は、以下の要件を満たしており、十分な学習内容の定着が見られる場合には、再度学校における授業で当該内容を取り扱う必要はないこと。
 - ・ 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものである。
 - ・ 教員が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能である。一部の生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。
また、学習の状況や成果は、授業に準じた成果として、学習状況の記録の提出や与えた課題についての小テストの実施などにより、学習評価に反映することができることから、適切に対応すること。
- 出席停止の取り扱いとした場合であって、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに作成すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換を、オンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

（２）授業の遅れへの対応について

- 年間指導計画の見直し、時間割編成の工夫、学校行事の精選や夏季休業・冬季休業の短縮（ただし、夏季においては土日祝日を含み最低限 10 日程度、冬季においては 7 日以上の休業日は確保すること）による授業時間の確保などにより、各学校において対応すること。
- 上記の場合に、生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各校の指導体制に見合った授業日数・授業時数になっているか、教職員の負担が過重にならないかなどについて配慮すること。

- 通常の授業時程の前後に授業を設定することも可能であるが、生徒の通学手段や通学時間帯についても十分に考慮するとともに、教職員の所定の勤務時間外に授業を行う場合は勤務時間の割り振りを適正に行うこと。
- これらの対応により、年間の学習計画に基づく履修が進むよう配慮すること。
- 日曜日及び土曜日については、島根県立高等学校規程の一部改正（令和2年7月1日施行）により、授業日として取り扱うことができることとしたが、実施にあたっては、事前に県教委と協議を行うこと。
- 個人でも実施可能な学習活動の一部を、授業以外の場において行うことも考えられるが、その際はICT等を有効に活用すること。

（３）実技指導や実習等を伴う教科の指導について

- 実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、実習の説明をする際に、書画カメラやビデオ映像を活用して作業内容を示す等により「３つの密」を徹底的に回避すること。
- 年間指導計画の中で指導の順序を変更することや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらを触る前後での手洗い、手指消毒の徹底をすること。
- 更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫すること。
- 次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。
 - ・音楽科における室内で生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏、身体接触を伴う活動
 - ・家庭科における調理等の実習
 - ・長時間活動するグループ学習
- 職業に関する教科の実習等に関しては、令和3年9月7日付け文部科学省初等中等教育局事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（一部更新）」等も参考にすること。
- 特に、水産科における乗船実習にあたっては、生徒・職員ともに感染拡大防止の対策を徹底的に講じるとともに、通常実施する学校医による乗船前の健康診断等において、過去7日間以上、感染を疑われる者との濃厚接触が無いことを確認した上で、実習開始日までの間に十分な健康観察の実施及びPCR検査等の陰性を確認し、参加の決定を行うこと。また、実習中は手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の体温検査等の健康観察を欠かさないこと。

（４）体育の授業での実技について

- 体育の授業は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の学習活動を行うこととするが、次の事項に留意の上、適切に実施すること。
 - ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止に十分に留意すること。
 - ・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。

□ 次の事項を参照し、可能な範囲で実施すること。

- ・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
- ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・用具等については生徒間で不必要に使い回しをしないこと。また、共用して使用する場合は、使用前後の手洗いを行うこと。
- ・更衣室等の利用については、短時間の利用とし、一斉に利用することは避けること。
- ・実技においては、生徒はマスクの着用は必要ないが、授業を見学する場合や十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合はマスクを着用すること。また、教職員は体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、必要に応じマスクを外すこと。配慮事項等については、令和2年5月21日付けスポーツ庁事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」、[令和4年5月24日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」](#)を参照すること。
- ・水泳については、生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場면을避けるなど、令和3年4月9日付けスポーツ庁事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」に記載の配慮事項を十分に踏まえた上で、水泳授業の実施について検討すること。その際、プール内やプールサイドでの生徒の間隔については、必ずしも常時「2m以上」ということではなく、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（[2022.4.1 Ver8](#)）」の「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準（p.17）で示す目安も参照の上、地域の感染状況に応じて対応すること。また、これらはあくまで目安であり、現場の状況に応じて柔軟に対応すること。
- ・熱中症予防については、適切な水分補給や処置を行うことができる環境の整備等が重要である。また、熱中症になるリスクが考えられる場合はマスクを外し、換気や生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮をすること。その他の配慮事項等については、令和4年5月12日付け島教保第71号「熱中症事故の防止について（依頼）」を参照すること。
- ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。

（５）校外活動等（インターンシップ、大学・企業見学、地域との連携学習等）の実施について

□ 企業や地域等の受入先と感染症対策について十分に協議の上、「3つの密」を避けることに留意しながら、次のような対策を講ずること。

- ・事前に生徒の健康観察を行うとともに、日頃からの体調管理に努めるよう生徒へ指導すること。
- ・活動をする際は、生徒同士、または生徒と受入先の方との距離を可能な限り確保し、対面とならないようにすること。
- ・貸切バス等で移動する場合は、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気（降車時に窓を開けるなど）を徹底すること。
- オープンキャンパスや応募前企業見学などの進路に関する活動や、ボランティア活動などの教育課程外の活動についても、これらのことを参考とすること。

（６）進学・就職試験等への対応について

- 大学等の入試や就職試験などの受験で出かける場合においては、マスクの着用や手洗いの徹底など、移動中を含め感染防止対策を万全にするよう生徒等に指導すること。特に、県外に出かける生徒に対しては、帰県後 7日間程度、毎朝の検温、体温の記録、発熱や咳等の症状の確認などを生徒だけに任せるのではなく、教職員が直接本人に確認するなど、徹底した健康観察を行うこと。
- 校内に感染者、濃厚接触者、又は感染が疑われる者が出た場合の取扱いについては、次のとおりとすること。
 - ・現地受験については、感染者又は濃厚接触者以外の生徒は、受験を可能とする。
 - ・感染者又は濃厚接触者（濃厚接触者として特定されるまでの調査期間を含む）として移動が制限される期間に、当該生徒に進学・就職試験等が予定されている場合には、受験先に現状を連絡し、対応を相談すること。
 - ・その際、受験先から現地受験不可と伝えられた場合には、リモートによる受験や受験日程延期等ができないかなどの確認を行い、受験機会の確保に努めること。受験先から別途条件等が示された場合には、県教委と対応を協議すること。

4 学校行事の実施について

（１）全校集会、学年集会等について

- 集会を行う意義や必要性を確認しつつ、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討し配慮すること。
- 必要に応じて校内放送システム等を利用した開催を検討すること。
- 体育館等が集まって実施する際は、感染症対策を講じた上で、「3つの密」を避けるため、次の点には特に留意すること。
 - ・窓を広く開け、換気に努める。
 - ・整列する際の間隔を広くとる。
 - ・短時間で終了するよう、集会等の内容を簡潔にする。
- 儀式的行事や避難訓練、地域清掃などの奉仕活動なども、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討し配慮すること。

（２）遠足、修学旅行及び研修旅行等について

- 実施の時期や可否について検討すること。

- 延期を検討する場合は、行き先や交通機関の状況などの情報収集をした上で、慎重に検討すること。
- 生徒が新型コロナウイルスの濃厚接触者と保健所に特定され、指示があった場合は、当該生徒の参加について、保健所の指示をふまえて対応すること。
- 生徒が新型コロナウイルスの濃厚接触の疑いがある場合には、厳重に感染症対策を行い、基本的には参加を可能とすること。
- 貸切バス等で移動する場合は、車内の換気機能を最大限に作動させ、安全を最優先にしたうえでの窓の開放も併用し、マスクを着用し、会話を控えめにすることを遵守するとともに、座席の間隔を空ける、できるだけ乗車人数を減らす等の配慮を、可能な限り行うこと。
- 宿泊場所での入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の会話は控えるなどの対応をとること。
- 正しいマスク着用(品質の確かな、できれば不織布を着用)をすること。
- 屋外においてもマスクを着用し、高温等で体調不良が予測される場合は、マスクを外すと同時に会話を抑制することを徹底すること。
- 必要に応じて、一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版)」(令和3年11月22日)を参考にし、事前に旅行者と感染症対策について十分に協議すること。
- 特に海外への修学旅行や研修旅行の計画がある場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況等外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で慎重に検討すること。実施とする場合は、改めて県教委と協議すること。なお、一般社団法人日本旅行業協会「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第5版)」(令和3年11月22日)も参考とすること。

(3) 学園祭等について

- 学園祭や実習製品の販売実習などは、修学旅行と同様、生徒や来場者が長時間密集して活動する学校行事であるため、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。

5 部活動について

- 日常の部活動は、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行うこととするが、次の点を踏まえ、適切に実施すること。
 - ・部活動の実施に当たっては、地域の感染状況や当該部活動の活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討すること。
 - ・運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止に十分に留意すること。
 - ・活動前の検温や健康状況の確認を徹底するとともに、生徒の健康状況に関する情報を保護者と共有すること。

- ・発熱や咳等の症状が見られる時など、体調面に少しでも不安のある生徒については、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう顧問・指導者から適切に指示すること。
 - ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。
 - ・「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。
 - ・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
 - ・体育館など屋内で実施する必要がある場合は、扉や窓を広く開け、こまめな換気や手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。なお、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。
 - ・屋内において多数の生徒が集まり、呼吸が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。なお、屋内屋外を問わず、近距離での大声の発声は徹底的に避けること。
 - ・用具等については生徒間で不必要に使い回しをしないこと。また、共用して使用する場合は、使用前後の手洗いをを行うこと。
 - ・部室・更衣室の使用については、できる限り短時間・少人数での利用とし、不必要な会話・飲食を行わないようにすること。
 - ・同じ部活動に所属する生徒等が食事する際なども含め、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
 - ・運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じること。
 - ・長期休業期間においては、地域の感染状況に応じ、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、例えば午前と午後で活動時間を分け、校庭や体育館を広く活用するほか、空き教室等を活用する、または、社会体育施設等を活用するなど、地域の実情に応じた工夫を検討すること。
 - ・各競技団体や文化芸術団体から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
 - ・熱中症予防については、体育の授業における取り扱いに準じること。
 - ・以上のほか、文部科学省作成のQ&Aで示している内容に留意すること。
- 各種大会・コンクール、練習試合・合同練習、合宿（以下「大会等」）の参加及び主催については、次の点を踏まえ、可能な限りの感染症対策を行うこと。
- ・大会等への参加に関しては、国及び島根県が示す外出自粛制限、会場の感染状況や自治体が提供している情報、感染症対策の徹底や、入場者数の制限方法などを確認し、部活動を担当する教職員のみで検討するのではなく、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。また、大会等を主催する場合には、国及び島根県が示す外出自粛の制限、参加校の所在地の感染状況や自治体が提供している情報など

を確認し、部活動を担当する教職員のみで検討するのではなく、学校として責任をもって大会等の開催を含め受け入れの可否を十分に検討すること。

- ・各競技団体や文化芸術団体から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
 - ・その他、県教委「県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」に示した内容も踏まえ検討すること。
 - ・貸し切りバス等で移動する場合は、マスクの着用、会話の自粛、車内の換気（降車時に窓を開けるなど）を徹底すること。
 - ・宿泊を伴う場合、宿舎内では基本的にマスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底すること。また、各室内の定期的な換気を徹底すること。
 - ・宿泊場所での食事については、直前までマスクを着用する、食事前後の手洗いを徹底する、利用時間を割り振るなど同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事時の会話は控えるなどの対応をとること。また、食事の配膳や片付けの際に、動線が交差したり、密になったりしないような工夫をすること。
 - ・宿泊場所での入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の会話は控えるなどの対応をとること。
 - ・大会等に参加している場合においても、生徒が体調の不良を感じた場合には、ためらわず顧問・指導者に申し出ることができる体制を整えること。
- 大会等の入場者（生徒・教職員・役員・観客等すべての人員）については、次に示す感染症対策の徹底を図った上で、各大会等の状況に応じて可能な範囲で入場を認めることができるものとする。入場者数の考え方については、島根県が示すイベント開催制限に準じるものとし、変更された場合は、別途通知する。
- 入場者に対する基本的な感染症対策は以下のとおりとする。
- ・入場前に、検温や健康チェックを行うこと。
 - ・入退場時や、待合場所等の密集を回避すること。
 - ・飲食エリア以外での飲食の制限や、休憩期間中及び大会前後での食事等による感染防止の徹底をすること。
 - ・入場者名簿を作成し、氏名・連絡先を把握すること。名簿は個人情報の取扱いに十分注意しながら、1か月間保管すること。
 - ・以下の「入場者が遵守すべき事項」については、事前に入場者へ周知すること。また、当日は適宜、放送等を用いて入場者へ呼びかけるなど、感染症対策の徹底を図ること。
- 入場者が遵守すべき事項は以下のとおりとする。
- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は在住者との濃厚接触がある場合は入場を自粛すること。
 - ・食事の時以外はマスクの着用を推奨すること。着用に際しては熱中症予防を考慮すること。
 - ・入退場をはじめとして、こまめな手指消毒を行うこと。

- ・観戦の際は、屋内、屋外を問わず、周囲との身体的距離（同上）を確保すること。
- ・大きな声での会話や応援を控えること。（大会等の性質に応じて可能な限り行う）
- ・大会等終了後 **7 日** 間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者へ速やかに報告すること。
- ・その他、主催者が求める感染防止のための措置や指示に従うこと。

6 生徒の心のケアについて

- 学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や面談を行い、感染への不安や学校生活に対する不安など生徒の心の健康状況の把握に努めること。
- 必要に応じて、学校医と連携した健康相談等の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援を行うなど、管理職のリーダーシップのもと、関係職員がチームとして組織的に対応すること。相談窓口（「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」、「しまね子どもSNS相談『相談してみるにゃ!』」等）を適宜周知するなど、生徒の心のケア等に配慮すること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行うとともに、保護者に対しても学校における感染症対策や臨時休業実施の基準等を含めた感染拡大防止対策についての正しい情報を提供し、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努めること。また、そのような事案に直面した場合の生徒の心のケアを含めた支援についても、適切に対応すること。
- 文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」（令和2年4月）や県教委作成指導用資料「新型コロナウイルス感染症から“人権”について考える～誰もが安心して暮らせるために～」（令和2年9月）等を有効に活用し、発達段階を踏まえた指導を工夫すること。
（掲載HP https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm）
- ワクチン接種の有無によって、差別やいじめなどが起こることのないように発達段階に応じた説明や指導を次の点に留意して行うこと。また、保護者に対しても理解を求め、管理職は教職員に対しても適切な指導を行うこと。
 - ・ワクチン接種を理由とした、仲間はずれやいじめをしないこと。
 - ・ワクチン接種を強制したり、強く促したりしないこと。
 - ・ワクチン接種の有無を無理に問いたださないこと。

7 寄宿舎における対応について

- 寄宿舎生の健康管理や基本的な感染症対策については、次の点に留意すること。
 - ・1日1回以上検温と健康状況の確認を行い、記録をとること。
 - ・寄宿舎生が体調の不良を感じた場合には、ためらわず舎監に申し出ることができる体制を整えること。

- ・寄宿舍内の共有スペースでは、他者と身体的距離(2 m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。なお、他者と身体的距離がとれて、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。

□ 寄宿舍内の清掃・消毒や換気については、次の点に留意すること。

- ・寄宿舍内の清掃・消毒について、適切な方法と頻度を定めて実施すること。その際、掃除箇所ごとに密な環境にならないようにすること。また、舎室等の定期的な換気(30分に1回以上)を徹底すること。共用スペース等において窓や換気装置のない場所では、扇風機やサーキュレーターなどで空気の流れを作ること。
- ・給水器、自動販売機などの共用設備や下駄箱、ドアノブや手すりなど、寄宿舍生がよく手を触れる箇所は、1日に1回以上消毒を行うこと。この場合、寄宿舍生が自ら作業できるよう消毒液や拭き取りペーパーを備え付けるなどの工夫をすること。

□ 食堂の利用については、次の点に留意すること。

- ・食事の際には、食事前後の手洗いを徹底する、利用時間を割り振るなど同時に食事する人数を制限する、横並びに着席する、食事中の大声での会話は控えるなどの対応をとること。また、食事の配膳や片付けの際に、動線が交差したり、密になったりしないような工夫をすること。
- ・食卓は座席の間隔を空けること。その場合、座席の間隔は、机や床に印をつけるなどして視覚的に分かるような工夫をすること。
- ・食事の配膳はビュッフェ形式を避けることが望ましいが、やむを得ない場合(余った料理を自由に取りする場合など)は、次の点に留意すること。
 - (1) 料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行う。
 - (2) マスクを着用する。
 - (3) 料理のそばでは会話を控える。
- ・食事時間終了後は、机、配膳台、下膳台、電子レンジや冷蔵庫の取っ手、食堂のドアノブなど複数人が触った場所を消毒すること。

□ 浴室の利用については、次の点に留意すること。

- ・入浴については、利用時間を割り振るなど同時に入浴する人数を制限する、入浴中の大声での会話は控えるなどの対応をとること。
- ・浴室・浴槽は通常どおりに清掃を行い、脱衣所の複数人が触った場所は消毒すること。

□ トイレの使用や衣類等の洗濯については、次の点に留意すること。

- ・トイレの使用後は必ず流水・石けんでの手洗いをを行い、手を拭くタオルは共用とせず、個人のタオルや、ペーパータオルを使用すること。
- ・トイレ内のドアノブや便器の接触面、トイレレバー、蛇口ハンドルなど複数人が触った場所は定期的に消毒すること。
- ・トイレ内の常時換気扇をオンにしておくなど、換気に留意すること。
- ・リネン類や衣類の洗濯は通常の洗剤を用いて行うこと。

□ 寄宿舍生が体調の不良を訴えた場合は、次の点を踏まえ、適切に対応すること。

- ・寄宿舍生が体調の不良を訴えた場合は、居室(可能なら静養室や個室)に隔離し、そこで静養させること。その後、速やかに当該寄宿舍生の状況について保護者に連絡

すると同時に、学校医とも相談の上、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」（電話番号等は本ガイドラインの末尾参照）にすぐに相談し、その指示に従うこと。特に、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、そのことを学校医に伝えること。

- ・しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談する際には、対象の生徒が、トイレ・浴室・食堂を共同利用する集団生活を行っている寄宿舎生であることを必ず申告すること。

- ・PCR検査等を受け、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、その後の対応について、保護者への引き渡しが可能の場合は、保護者と相談をし、早期の帰省を促すこと。なお、濃厚接触者に特定された生徒の保護者への引き渡しの際は、自宅待機を要請した保健所に必ず連絡すること。

- ・PCR検査等を受け、その結果が陽性で、保健所から自宅療養の協力を求められた場合、当該療養者の居場所が変わることについては、保健所において慎重な判断が必要となるため、当該生徒の保護者への引き渡しの可否については、自宅療養の協力を求めた保健所に必ず相談すること。

- 寄宿舎生が体調の不良を訴えた場合の対応や、長期休業期間等における寄宿舎生の自宅への帰省にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドラインに関するQ&A（令和4年7月 日時点）」で示した内容を参考に、適切に対応すること。

8 生徒の出欠の取扱いについて

（１）出席停止等の取扱いについて

- 保護者から感染の危険性がある等の理由で学校を休ませたいとの申し出があった場合には、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努め、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わないこと。

ただし、生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができること。

- 次の場合は、これまでどおり出席停止として取り扱うこと。

① 生徒の感染が判明した場合

保健所からの指示に従い、医療機関へ入院、宿泊施設や自宅で療養

② 生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合

保健所からの指示に従い、無症状であっても自宅待機

③ 発熱や咳等の症状が見られる場合

自宅休養とし、受診を勧奨

（２）分散登校日を設定する場合の出欠の取扱いについて

- 学校の全部を休業としている期間に、分散登校日を設定する場合は、これまでどおり授業日数には含めないこと。
- 学校再開後に3密対策として分散登校を設定する場合であって、一部の学年又は一部のクラス等を出校の対象としない時は、授業日数及び出校の対象でない生徒の出欠の取扱いは次の通りとすること。
 - ① 一部の学年を出校としない場合、当該学年について当該日は授業日数に含めない。
(例) 1年生のみ臨時休業として、2年生及び3年生が分散登校
 - ② 一部のクラス又は一部の生徒を出校の対象としない場合、当該日は学年全体の授業日数に含まれ、出校の対象である生徒については出欠を記録するが、出校の対象でない生徒については「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
(例) 各学年の偶数クラスのみ臨時休業として、奇数クラスが分散登校
- なお、出校はしているが、授業を受ける際に、次のようにクラスをいくつか分割するような場合は、別室等で学習する生徒も、授業日数に含め、出欠を記録すること。
いずれも、同時展開で教員が随時学習指導に行くような場合も含むものとする。
 - ① 分割した一部の生徒を別室等で授業と同等の課題に取り組みせ学習させる場合
 - ② 分割した一部の生徒を別室等で授業のライブ配信の受信により学習をさせる場合

9 教職員の感染症対策について

- 教職員は感染拡大防止のため意識をしっかりと持ち、職場や日常生活において「3つの密」を徹底的に避けるとともに、「3つの密」のある場への外出機会を極力減らす、飲食店利用のルールを遵守するなど、自覚を持った行動をとるよう徹底すること。
- 各所属においては所属の教職員に次のことを徹底すること。
 - ・各教職員に対し、週休日等を含め毎朝検温を行い、体温を記録しておくよう指示する。
 - ・教職員の日々の健康状態の把握に配慮するとともに、朝礼等において前日の勤務時間終了後や週休日等の状況も含めて教職員の発熱の有無及び健康状態について確認する。
 - ・発熱や咳等の症状がある教職員に対し、出勤や外出をさせないようにし、速やかにかかりつけ医などへの受診を促すこと。
 - ・勤務時間内においても、発熱や咳等の症状により体調が悪くなった場合は、必ず申告するよう教職員に指示するとともに、申告があった場合は、当該教職員の状況を確認の上、速やかにかかりつけ医などへ連絡のうえ受診を促し、退庁させること。
- 教職員に、咳など気になる兆候が見られる場合には、管理職から積極的に声がけを行うこと。
- 職員室等における勤務についても、適切な換気やマスクの着用を行い、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2 m）し、会話の際はできるだけ真正面を避けるなどの対応を行うこと。

- 出張については、所属において実際に訪問することの必要性を十分検討の上、命ずること。また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施区域や、各自治体が住民に対して外出自粛を要請するなど特に感染が拡大している地域へ移動する際には、感染予防を徹底すること。
- **県外**への出張から戻った教職員に対しては、帰県後**7日**間程度、本人任せにせず、所属長から直接本人に確認するなど、所属長が責任をもって健康観察を行うこと。
- 対面会議については、人との接触を低減する観点から、所属において開催の必要性を十分に検討し、テレビ会議、電話、電子メール等の活用など、その方法について十分に検討の上、適切に対応すること。
- 教職員又はその親族等が受診した医療機関等において、PCR検査**等**を受ける場合や、臨時休業その他の事情により子の世話をを行う教職員が当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合などは、特別休暇の取得により対応すること。
- 上記のような場合であっても、在宅勤務制度の利用が可能な場合は、必要な手続きをとった上で在宅勤務を行うこと。
- 週休日である土曜日又は日曜日に授業を行う場合には、週休日の振替又は勤務時間の割り振り変更を適切に行うなど、勤務の適正化に努めること。
- 学校の管理職や設置者等は、学校現場で感染症対策等を最前線で支える教職員のメンタルヘルスにも十分配慮し、休みをとりやすい職場環境の整備に努めること。

(参考) しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」(各保健所の相談番号)

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置 松江保健所	松江市、安来市	0 8 5 2 - 3 3 - 7 6 3 8
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0 8 5 4 - 4 7 - 7 7 7 7
出雲保健所	出雲市	0 8 5 3 - 2 4 - 7 0 1 7
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、 邑南町	0 8 5 4 - 8 4 - 9 8 1 0
浜田保健所	浜田市、江津市	0 8 5 5 - 2 9 - 5 9 6 7
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0 8 5 6 - 2 5 - 7 0 1 1
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、 隠岐の島町	0 8 5 1 2 - 2 - 9 9 0 0